平成 18 年 5 月 12 日

各　　位

会　社　名　ひまわりホールディングス株式会社
代　表　者　代表取締役社長　山　地　一　郎
（JASDAQ・コード番号 8738）
問合せ先　経営企画部長　寺　田　義　秋
電　　話　０３－５４００－４１３３
Ｕ　Ｒ　Ｌ　http://www.himawari-group.co.jp/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第４期定時株主総会に付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款を変更するものであります。

(1)　単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、当該規定を新設するものであります。

(2)　株主総会参考書類等のインターネット開示が認められたことに伴い、より充実した情報の開示を行うことができるよう、当該規定を新設するものであります。

(3)　取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、当該規定を新設するものであります。

(4)　取締役および監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役、社外監査役および会計監査人の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。

なお、取締役および社外取締役の責任免除規定の新設につきましては、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

(5)　上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正、移設、条数の整理など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（新設）	（機関の設置） 第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

現行定款	変更案
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。
第２章　株式	第２章　株式
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、246,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、246,000,000株とする。
（新設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、その株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（削除）
（１単元の株式の数） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、1,000株とする。 （新設）	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 ２　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（株式取扱規程） 第８条　当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第９条　当会社の発行する株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。
（名義書換代理人） 第９条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３　当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未	（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 （削除） （削除）

現行定款	変更案
満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。	
（基準日） 第10条　当会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 ２　前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
（新設）	（単元未満株主の権利） 第11条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利 (2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3) 単元未満株式買取請求をする権利
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（新設）	（基準日） 第12条　当会社は、毎年３月３１日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（招集の時期） 第11条　当会社の定時株主総会は毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。	（招集の時期） 第13条　当会社の定時株主総会は毎年６月にこれを招集する。
（招集者及び議長） 第12条　株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	（招集権者及び議長） 第14条　　（現行どおり）
（普通決議の要件） 第13条　株主総会の決議は、法令又は本定款	（普通決議の要件） 第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款

現行定款	変更案
に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2　商法第343条第１項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってする。	に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（新設）	（参考書類等のインターネット開示） 第16条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
（議決権の代理行使） 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第15条　株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。	（削除）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第16条　当会社に取締役10名以内を置く。	（員数） 第18条　（現行どおり）
（選任） 第17条　取締役は株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 3　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	（選任） 第19条　（削除） 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2　（現行どおり）
（任期） 第18条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

現行定款	変更案
結のときまでとする。	に関する定時株主総会終結のときまでとする。
2　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	2　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第19条　当会社に、社長１名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2　社長は当会社を代表する。	2　取締役会の決議により、取締役社長１名を選任し、必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
3　社長のほか、取締役会決議により、第一項の役付取締役の中から、当会社を代表する取締役を定めることができる。	（削除）
（取締役会） 第20条　取締役会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会） 第22条　（現行どおり）
2　取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	2　（現行どおり）
（新設）	3　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
3　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会規則による。	4　（現行どおり）
（報酬） 第21条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（削除）
（相談役及び顧問） 第22条　当会社は、取締役会の決議をもって	（相談役及び顧問） 第23条　（現行どおり）

現行定款	変更案
相談役及び顧問を置くことができる。 ２　相談役及び顧問の報酬は、取締役会の決議をもって定める。	
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（員数） 第23条　（省略）	（員数） 第24条　（現行どおり）
（選任） 第24条　監査役は株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	（選任） 第25条　（削除） 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第25条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	（任期） 第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２　（現行どおり）
（常勤監査役） 第26条　監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。	（常勤監査役） 第27条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。
（監査役会） 第27条　（省略）	（監査役会） 第28条　（現行どおり）
（報酬） 第28条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（削除）
（新設）	第６章　取締役、監査役及び会計監査人の責任免除
（新設）	（損害賠償責任の一部免除） 第29条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ２　当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締

現行定款	変更案
	結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。
第６章　計算	第７章　計算
（営業年度） 第29条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。	（事業年度） 第30条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（利益配当） 第30条　利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対しこれを行う。	（剰余金の配当） 第31条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、期末配当を行うことができる。 ２　前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（新設）	
（中間配当） 第31条　取締役会の決議により、毎年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。	（削除）
（新設）	（自己の株式の取得） 第32条　取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。
（配当金等の除斥期間） 第32条　利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第33条　期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上